令和6年度版 建築基準適合判定資格者の手引き 正誤表

令和7年4月2日現在

. 0 . 10	きた ソノ ゲケニア		江 丁上 <i>应</i>
ページ	該当箇所	크ㅁ	訂正内容
127	令和5年 考查B	誤	法第 58 条第 5 項
	建築計画 2(解答例)		
	6 用途地域内の用途	正	法第 <u>48</u> 条第 5 項
	制限 (に)		
130	令和5年 考査B	誤	(3) 東側 B 道路(北側 A 道路の境界線から、北側 A 道路の幅員の 2 倍を超
	建築計画 2(解答例)		え、東側 B 道路の中心線から 10m 以内の区域、幅員 6m)
	10 道路高さ制限		2 階屋上パラペット立上り部分
	(は)		・4.7m+10m+4.7m=19.4m≦20m 適用範囲内
		正	(3) 東側 B 道路(北側 A 道路の境界線から、北側 A 道路の幅員の 2 倍を超
			え、東側 B 道路の中心線から 10m 以内の区域、幅員 6m)
			2階屋上パラペット立上り部分
			•4.7m+ 6 m+4.7m= 15.4 m≦20m 適用範囲内
231	令和2年 考査B	誤	・東側道路境界線は、道路の中心線から 2m(敷地境界線から 0.5m 後退した
	建築計画1(解答例)		位置)とみなす。
	1 建蔽率		
		正	・東側道路境界線は、道路の中心線から 2m(敷地境界線から 0.2m 後退した
			位置)とみなす。
127	令和5年 考查B	誤	解説
	建築計画 2(解答例)		同表(へ)項第四号により、自動車車庫で床面積の合計が300 m²を超えるもの
	6 用途地域内の用途		又は 3 階以上の部分にあるもの(建築物に付属するもので令第 130 条の 8
	制限		で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)は建築してはならな
			٧٠°
			計画の自動車車庫は300 ㎡を越えず3 階以上の部分にないことから建築す
			ることができる。
		正	解説
			同表(へ)項第四号により、自動車車庫で床面積の合計が300 meを超えるもの
			又は 3 階以上の部分にあるもの(建築物に 附 属するもので令第 130 条の 8
			で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)は建築してはならな
			い。
			**。 計画の自動車車庫は 300 ㎡を 超 えず 3 階以上の部分にないことから建築
			することができる。なお、計画の自動車車庫は建築物に附属する自動車車庫
			であることから、自動車車庫の床面積が建築物(自動車車庫の用途に供する
			部分を除く。)の延べ面積の合計を超えず、3 階以上の部分にないことからも
			令第 130 条の 8 第一号に該当し、建築することができる。

127	令和5年 考査B 建築計画 2(解答例) 6 用途地域内の用途 制限 (は)	誤	物販販売業を営む店舗は(は)項以外の建築物の用途に該当するが、3,000 ㎡を超えておらず建築することができる。
		正	物 <u>品</u> 販売業を営む店舗は(は)項以外の建築物の用途に該当するが、3,000 ㎡を超えておらず建築することができる。
128	令和5年 考査B 建築計画 2(解答例) 8 容積率(は)	誤	共同住宅の廊下若しくは階段の用に供する部分 (18.50 ㎡+13.50 ㎡+8m+8m)+18m+(4.5 ㎡+18 ㎡+9.5 ㎡)×4+18 ㎡=212 ㎡
		正	共同住宅の廊下若しくは階段の用に供する部分 (18.50 ㎡+13.50 ㎡+8 <u>m</u> +8 <u>m</u>)+18m+(4.5 ㎡+18 ㎡+9.5 ㎡)×4+ 18 ㎡=212 ㎡
129	令和5年 考査B 建築計画 2(解答例) 9 隣地高さ制限(は)	誤	・南側隣地境界線 ・高さ 20m を超える部分と、西側隣地境界線までの最小の水平距離は 7.7m
		正	・南側隣地境界線 ・高さ 20m を超える部分と、 <u>南</u> 側隣地境界線までの最小の水平距離は 7.7m
131	令和5年 考査B 建築計画 2(解答例) 11 共同住宅部分の	誤	解説 屋外階段は、共用廊下(解放部分)との部分を除き、耐火構造の壁で区画されており適合。
	防火区画(竪穴区画)	正	解説 屋外階段は、共用廊下(<u>開放</u> 部分)との部分を除き、耐火構造の壁で区画されており適合。
132	令和5年 考查B 建築計画 2(解答例)	誤	・また、各直通階段に至る歩行距離の重複区画の長さは、歩行距離の1/2 を超えてはならない。
	13 直通階段の数及 び歩行距離(売場 2. 住戸3)(は)	正	・また、各直通階段に至る歩行距離の重複区 <u>間</u> の長さは、歩行距離の1/2 を超えてはならない。
208	令和3年 考査B 建築計画 2(解答例) 11 物品販売業を営む 店舗における避難階 段の設置、構造、階	誤正	令第 124 条第 2 項 削除
	段の幅及び避難階段に通じる出入口の幅(に)		